

証券コード 7047
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ポ ー ト 株 式 会 社
代表取締役社長 春日 博文

第11期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

~~~~~  
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.theport.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

(1)事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」

(2)連結計算書類「連結持分変動計算書」「連結注記表」

(3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.theport.jp/>) に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会において、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。

◎ご来場の株主様におかれましては、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

◎当日は、議場受付前にて株主様の検温をさせていただき、37度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。

◎株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。

◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.theport.jp/>) に掲載させていただきます。

◎本総会の時間短縮のため、質疑応答に制限を設けさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

<株主総会オンライン配信のご案内>

- ◎本総会の模様は、Zoomウェビナーを通じてオンライン配信いたします。
- ◎本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生した際は「Zoomサポート」(<https://support.zoom.us/hc/ja>)より動作環境のご確認をお願い申し上げます。また、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。
- ◎オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮した上で、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性があります。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

<「株主様との対話の会」のオンライン実施>

- ◎本総会終了後に引き続き、Zoomウェビナーを通して「株主様との対話の会」を実施させていただきます。
- ◎「株主様との対話の会」におきましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。また、当日Q&A機能を用いてご質問をお寄せいただくことも可能となっております。なお、お時間の都合上、全てのご質問にお答えすることができない可能性がありますこと、あらかじめご了承ください。

<お申し込み方法>

方	法	メールにて以下の内容をご記載の上、ご連絡ください。 受付手続完了後に、ご登録用のURLを別途ご案内申し上げます。
メ	ール記載内容	・株主名 ・株主番号 ・参加希望イベント 株主総会オンライン配信：参加 / 不参加 株主様との対話の会：参加 / 不参加 ・(任意)「株主様との対話の会」ご質問等
メ	ールアドレス	sokai@theport.jp
締	切	2022年6月22日(水曜日)午後6時30分

<議決権行使についてのご案内>

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時30分必着でご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

下記事項をご確認のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

※当社グループは当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)より、従来の日本基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響からは回復しつつあるものの、ウクライナ情勢の緊迫化やそれに伴う原油などの資源価格の高騰などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するインターネットメディア業界において、「インターネット広告費(媒体費+制作費+物販系ECプラットフォーム広告費)」は2兆7,052億円(前年比121.4%)と社会の急速なデジタル化を背景に継続して高い成長率を保っており、マスコミ四媒体広告費を上回る規模となりました(株式会社電通発表「2021年日本の広告費」)。

このような環境の中、当社グループにおいては、「世界中に、アタリマエとシアワセを。」というコーポレート・ミッションのもと、インターネットメディア事業を展開しております。

当社グループでは、就職系メディア「キャリアパーク!」及び「就活会議」、リフォーム系メディア「外壁塗装の窓口」、カードローン系メディア「マネット」等のインターネットメディアを展開し、マッチングビジネスで蓄積したユーザー基盤・顧客基盤をもとに、さらにクロスセル展開、リアルプロダクトやサービスの開発を積極的に推進しております。

また、新たに「エネルギー領域」に参入し、2022年1月4日付で「エネチョイス」、「引越手続き.com」等のマッチングDXメディアを運営する株式会社INEを子会社化するなど、当社の強みであるマッチングDXを主軸に、再生可能エネルギーの創出量増大に向け、様々な施策を展開しております。

さらには、中期経営計画実現のための重要ポイントである送客先拡大のためのアライアンス戦略として、株式会社チェンジとの資本業務提携契約の締結をはじめ、各領域において業務提携を積極的に行っております。

こうした施策の結果、就職領域が大きく伸長したことや、エネルギー領域において株式会社INEが第4四半期より連結子会社に加わったこと等により、売上収益6,994百万円（前年同期比49.2%増）と大幅な増収となり、積極的な投資活動を継続しているものの、営業利益599百万円（前年同期比465.0%増）、税引前当期利益564百万円（前年同期比253.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益332百万円（前年同期比107.3%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

株式会社INEの株式取得対価として2,036百万円の借入れを実施しました。

また、株式会社チェンジに第三者割当による新株発行を行い、199百万円を調達しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得又は処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得金額	取得年月日
株式会社INE	普通株式	168株	50.91%	2,036百万円	2022年1月4日

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

② M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社グループが運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業の開発が重要であると考えております。

当社グループは、就職系メディア「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを水平展開及び垂直展開させることで、事業を拡大してまいりました。今後も中長期の競争力確保に繋がる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、継続的に新規事業の開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

② ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社グループは、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社グループのサービスの充実や拡大をするためのエンジニア等の専門職、サービスの販売を担当する営業人員の採用を適時行ってまいります。また、当社グループの経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社グループの展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社グループは、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑥ 技術革新や事業環境の変化への対応

当社グループの事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが速い環境となっております。

当社グループは、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、就職、リフォーム、カードローン、エネルギーという人の生活にとってなくてはならない領域における多くのユーザー、多くのアクセスログを有することとなるため、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社グループにとって必要不可欠であると考えます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移 日本基準

区 分	期 別	2020年度 第10期
売 上 高	(百万円)	4,704
経 常 損 失 (△)	(百万円)	△62
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(百万円)	△52
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△4.70
総 資 産	(百万円)	6,378
純 資 産	(百万円)	2,078

- (注) 1. 第10期(2021年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第9期(2020年3月期)以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

I F R S

区 分	期 別	2020年度 第10期	2021年度 第11期
売 上 収 益	(百万円)	4,689	6,994
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	160	332
基本的1株当たり当期利益	(円)	14.31	29.03
資 産 合 計	(百万円)	6,755	10,322
資 本 合 計	(百万円)	2,022	2,986

- (注) 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第10期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2018年度 第8期	2019年度 第9期	2020年度 第10期	2021年度 第11期
売 上 高	(百万円)	3,039	4,103	3,921	4,906
経 常 利 益	(百万円)	517	708	211	91
当 期 純 利 益	(百万円)	549	382	211	45
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	50.22	33.92	18.91	3.97
総 資 産	(百万円)	3,482	3,962	6,340	8,210
純 資 産	(百万円)	2,091	2,116	2,343	2,639

- (注) 1. 当社は、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
就活会議株式会社	29百万円	100%	インターネットメディア事業
株式会社ドアーズ	100百万円	100%	インターネットメディア事業
株式会社INE	50百万円	50.91%	インターネットメディア事業

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	(1) 就職系インターネットメディアサービス (2) リフォーム系インターネットメディアサービス (3) カードローン系インターネットメディアサービス (4) エネルギー系インターネットメディアサービス

(9) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
新宿サテライトオフィス	東京都新宿区
日南サテライトオフィス	宮崎県日南市

② 子会社

名称	所在地
株式会社INE	東京都豊島区

(10) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
311名	94名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト社員）の144名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

(単位:百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,536
株式会社みずほ銀行	918
株式会社りそな銀行	525

(注) 株式会社りそな銀行の借入金残高は社債（私募債）の未償還額であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,908,600株
 (2) 発行済株式の総数 12,041,890株（自己株式数727,390株を含む）
 (3) 株主数 4,999名
 (4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
春日 博文	4,066	35.94
志野 文哉	955	8.44
丸山 侑佑	512	4.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	455	4.02
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	292	2.58
楽天証券株式会社	288	2.55
株式会社チェンジ	269	2.37
株式会社SBI証券	213	1.88
西村 裕二	212	1.87
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	211	1.86

（注）当社は、自己株式を727千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	春日博文	CEO 株式会社ドアーズ 代表取締役 就活会議株式会社 代表取締役 株式会社INE 取締役
取締役副社長	丸山侑佑	COO 株式会社ドアーズ 取締役 就活会議株式会社 取締役
取締役(社外)	馬淵邦美	株式会社マクアケ 社外取締役 株式会社リミックスポイント 社外取締役 ディップ株式会社 社外取締役
常勤監査役(社外)	磯部寛	
監査役(社外)	樋口俊輔	SBCパートナーズ税理士法人 社員税理士
監査役(社外)	橋本綾子 (成綾子)	東京神谷町総合法律事務所

- (注) 1. 取締役馬淵邦美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役磯部寛氏、樋口俊輔氏及び橋本綾子（成綾子）氏は、社外監査役であります。
3. 監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役橋本綾子（成綾子）氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役馬淵邦美氏、監査役磯部寛氏、監査役樋口俊輔氏及び監査役橋本綾子（成綾子）氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役 該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約は2023年2月に更新される予定です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

(a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように報酬額を決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支給するものとしております。

(b)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c)金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の金額の決定に関する方針

取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会に原案を諮問して得た答申に従い、取締役会において決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第7期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2016年1月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議によって決定しております。取締役会は、当該決定が適切に行われるよう、社外取締役を議長とする報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41 (3)	41 (3)	—	—	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	6 (6)	6 (6)	—	—	3 (3)
合計	48	48	—	—	6

(注) 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第7期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2016年1月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	馬 淵 邦 美	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席しております。主に複数の事業会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営全般に対する監督や意見陳述を期待しておりましたが、取締役会において当該視点からの活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	磯 部 寛	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、議案審議等に対し、複数社での経営管理や監査役の経験等、豊富な経験と幅広い見識から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	樋 口 俊 輔	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、議案審議等に対し、公認会計士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	橋 本 綾 子 (成 綾 子)	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、議案審議等に対し、弁護士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

第11期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,878	流 動 負 債	3,060
現金及び現金同等物	3,962	営業債務及びその他の債務	109
営業債権及びその他の債権	1,506	社債及び借入金	1,024
その他の金融資産	291	その他の金融負債	1,082
その他の流動資産	117	未払法人所得税等	345
非 流 動 資 産	4,443	契 約 負 債	28
有形固定資産	63	リ ー ス 負 債	116
使用権資産	345	返 金 負 債	16
の れ ん	3,337	その他の流動負債	337
無 形 資 産	443	非 流 動 負 債	4,274
その他の金融資産	156	社債及び借入金	3,908
繰延税金資産	94	引 当 金	28
その他の非流動資産	2	リ ー ス 負 債	231
		繰 延 税 金 負 債	104
		負 債 合 計	7,335
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	2,367
		資 本 金	934
		資 本 剰 余 金	918
		利 益 剰 余 金	1,119
		自 己 株 式	△599
		その他の資本の構成要素	△4
		非 支 配 持 分	619
		資 本 合 計	2,986
資 産 合 計	10,322	負 債 及 び 資 本 合 計	10,322

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	6,994
売上原価	1,333
売上総利益	5,660
販売費及び一般管理費	5,111
その他の収益	76
その他の費用	25
営業利益	599
金融収益	7
金融費用	42
税金引当	564
法人前期当り利益	199
当期利益	365
当期利益の帰属	
親会社の所有者	332
非支配持分	32

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,052	流動負債	2,152
現金及び預金	2,057	買掛金	77
売掛金	781	短期借入金	25
前払費用	64	1年内償還予定の社債	150
その他	148	1年内返済予定の長期借入金	663
固定資産	5,139	未払金	878
有形固定資産	56	未払費用	18
建物	30	未払法人税等	106
工具、器具及び備品	25	未払消費税等	92
無形固定資産	205	前受金	23
のれん	76	返金負債	16
ソフトウェア	125	賞与引当金	5
その他	3	その他	95
投資その他の資産	4,878	固定負債	3,417
投資有価証券	21	社債	375
関係会社株式	4,559	長期借入金	3,013
関係会社長期貸付金	100	資産除去債務	28
敷金	72	負債合計	5,570
繰延税金資産	41	(純資産の部)	
その他	83	株主資本	2,399
繰延資産	17	資本	934
社債発行費	17	資本剰余金	875
その他	0	資本準備金	875
		利益剰余金	1,189
		その他利益剰余金	1,189
		繰越利益剰余金	1,189
		自己株式	△599
		新株予約権	240
		純資産合計	2,639
資産合計	8,210	負債及び純資産合計	8,210

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	4,906
売上原価	1,298
売上総利益	3,607
販売費及び一般管理費	3,612
営業損失	4
営業外収益	
助成金収入	7
受取手数料	139
雑収入	0
その他	1
営業外費用	
支払利息	20
支払手数料	11
支払報酬	12
その他	8
経常利益	52
特別利益	91
固定資産売却益	36
その他	0
特別損失	
投資有価証券評価損	0
その他	0
税引前当期純利益	127
法人税、住民税及び事業税	82
法人税等調整額	△0
当期純利益	81
	45

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ポート株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

<u>指 定 社 員</u>	<u>公認会計士 桐 山 武 志</u>
<u>業 務 執 行 社 員</u>	
<u>指 定 社 員</u>	<u>公認会計士 池 田 宏 章</u>
<u>業 務 執 行 社 員</u>	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ポート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ポート株式会社
取締役会 御中東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 池 田 宏 章
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しております。

2022年5月23日

ポート株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 磯 部 寛 ㊟

監査役（社外監査役） 樋 口 俊 輔 ㊟

監査役（社外監査役） 橋 本 綾 子 ㊟
(成 綾 子)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①監査等委員会設置会社への移行

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたく、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

②株主総会資料の電子提供制度に備えた変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

③事業目的の追加

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。

④その他の修正

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のときをもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネットによる情報提供サービス</p> <p>2. 求人、採用活動に関する支援業務</p> <p>3. 人材募集に関するコンサルティング</p> <p>4. 各種マーケティング、情報収集業務</p> <p>5. コミュニティサイトの企画、運営</p> <p>6. 各種広告媒体の企画、制作</p> <p>7. 職業紹介事業</p> <p>8. 労働者派遣事業</p> <p>9. 有価証券の投資業務</p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネットによる情報提供、<u>集客・マッチング業務</u></p> <p>2. 求人、採用活動に関する支援業務</p> <p>3. 人材募集に関するコンサルティング</p> <p>4. 各種マーケティング、情報収集業務</p> <p>5. コミュニティサイトの企画、運営</p> <p>6. 各種広告媒体の企画、制作</p> <p>7. 職業紹介事業</p> <p>8. 労働者派遣事業</p> <p>9. 有価証券の投資業務</p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他の</u>取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役の中から取締役会の決議により選定されたものが招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項にて選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>先順位</u>の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第30条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="163 155 405 185">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="178 223 427 254">(会計監査人の選任)</p> <p data-bbox="163 258 737 322">第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="178 359 427 390">(会計監査人の任期)</p> <p data-bbox="163 394 737 492">第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="163 500 737 632">2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p data-bbox="178 669 455 700">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="163 704 737 768">第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="178 805 480 836">(会計監査人の責任免除)</p> <p data-bbox="163 840 737 1014">第45条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="163 1022 737 1218">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p data-bbox="768 155 1010 185">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="783 223 1032 254">(会計監査人の選任)</p> <p data-bbox="768 258 1342 322">第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="783 359 1032 390">(会計監査人の任期)</p> <p data-bbox="768 394 1342 492">第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="768 500 1342 632">2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p data-bbox="783 669 1059 700">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="768 704 1342 768">第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="783 805 1085 836">(会計監査人の責任免除)</p> <p data-bbox="768 840 1342 1014">第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="768 1022 1342 1218">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当財産の除斥期間) 第49条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の配当財産には利息をつけないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当財産の除斥期間) 第45条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の配当財産には利息をつけないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、<u>第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	かす が ひろ ふみ 春日 博文 (1988年2月22日)	2011年4月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任 (現任)	4,066千株
		2018年5月	一般社団法人テレメディーズ理事 就任	
		2020年7月	株式会社ドアーズ代表取締役 就任 (現任) 就活会議株式会社代表取締役 就任 (現任)	
		2021年7月	一般社団法人テレメディーズ理事 就任 (現任)	
		2022年1月	株式会社INE取締役 就任 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として代表を務め、当社の成長に貢献してまいりました。これまでの経験及び実績並びに当社事業に関する幅広い知識を活かし、今後も当社の企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き取締役候補者としていたしました。				
2	まる やま ゆう すけ 丸山 侑祐 (1986年4月20日)	2009年4月	株式会社トライアンプ 入社	512千株
		2012年2月	KLab株式会社 入社	
		2013年1月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 入社	
		2013年3月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 取締役副社長 就任 (現任)	
		2020年10月	株式会社ドアーズ取締役 就任 (現任) 就活会議株式会社取締役 就任 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 長年に渡り、取締役副社長として代表取締役社長を補佐するとともに、経営管理部門を統括し、当社の経営基盤構築及び強化に貢献してまいりました。その豊富な経験及び実績と幅広い見識から、同氏が今後も当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	馬 渕 邦 美 (1965年10月14日)	1995年4月 Sapiient Corporation 入社 1998年6月 株式会社DOE代表取締役社長 就任 2009年2月 ディーディービー・ジャパン株式会社 取締役 就任 2012年3月 オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合 同会社) 代表取締役社長 就任 2012年3月 ネオ・アット・オグルヴィ株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合 同会社) 代表取締役社長 就任 2016年2月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社 入社 2018年7月 Facebook Japan株式会社 Director 就任 2018年9月 当社社外取締役 就任 (現任) 2019年12月 株式会社マクアケ社外取締役 就任 (現任) 2020年6月 株式会社リミックスポイント社外取締役 就任 (現任) 2021年5月 ディップ株式会社社外取締役 就任 (現任)	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 複数の事業会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
2	とみ おか だい ご 富岡大悟 (1986年6月19日)	2010年2月 2013年8月 2018年11月 2019年8月 2021年1月 2021年6月	有限責任あずさ監査法人 入所 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 IdeaLink株式会社 取締役CFO 就任 M&A Bank株式会社 代表取締役 就任 (現任) 株式会社カンリー 専門役員CFO 就任 (現任) 株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 就任 (現任)	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士として大手監査法人にて監査業務に従事したほか、事業会社における最高財務責任者(CFO)、M&Aアドバイザー会社での経験と、会計、財務、M&A分野における豊富な経験と高い専門性を有しており、その知識と経験に基づき、客観的視点で、独立性をもって当社の経営に対して有用な助言や提言、監査が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>				
3	い だ め ぐ み 伊田愛久美 (1988年2月19日)	2015年4月 2018年1月 2018年6月 2020年12月	サイボウズ株式会社 入社 株式会社メルカリ 入社 Governance team (現任) 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 入所 (現任)	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士資格を持ち、複数の事業会社及び法律事務所にて法務業務、M&A、ベンチャー企業等の幅広い法務分野の対応をし、法務、コーポレート・ガバナンス分野における豊富な経験と高い専門性を有しており、その知識と経験に基づき、客観的視点で、独立性をもって当社の経営に対して有用な助言や提言、監査が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と馬淵邦美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同氏がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定であります。
3. 富岡大悟氏及び伊田愛久美氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、両氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 馬淵邦美氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 富岡大悟氏及び伊田愛久美氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合は独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
7. 馬淵邦美氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年6月28日開催の第7期定時株主総会において、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)とご承認いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告15ページに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を決定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は3名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名となります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、監査役の報酬等について、2016年1月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

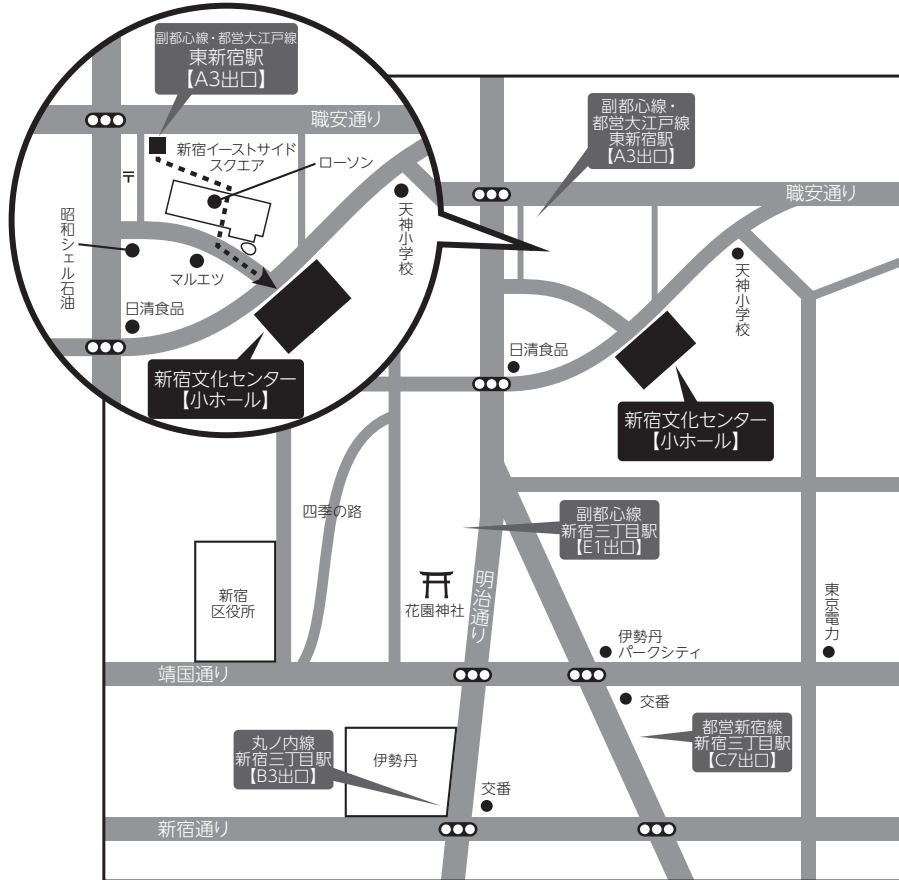
第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
 新宿区立新宿文化センター 小ホール



- 交通案内
- 東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩5分
 - 東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……E1出口徒歩7分
 - 都営新宿線「新宿三丁目」駅……C7出口徒歩10分
 - 東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただけますようお願い申し上げます。

